

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から47年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

昭和47年4月に結婚した後、妻がA市B区C出張所に出向き、私の国民年金の加入手続を行った際に、担当者から、「国民年金保険料を20歳まで遡って納付しないと国民年金手帳を交付しない。」と言われたので、その場で、妻が申立期間①の国民年金保険料を一括して納付した。また、申立期間②については、妻が3か月ごとに同出張所に出向き、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、私の保険料のみが未納とされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間②を含む20歳から60歳までの国民年金被保険者期間に係る保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳及び国民年金保険料領収証書によると、申立期間②を除く昭和47年7月から48年12月までの期間について、申立人及びその妻は、3か月ごとに3か月の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していることが確認できる上、A市は、申立期間当時、「区役所出張所の窓口で現年度保険料を納付することが可能であった。」と回答しており、「申立期間②当時、妻が3か月ごとにA市B区C出張所の窓口に出向き、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。」とする申立人の主

張は基本的に信用できる。

一方、申立期間①については、申立人の妻は、「A市B区C出張所の窓口担当者から国民年金保険料を20歳まで遡って納付しないと国民年金手帳を交付しないと言われたので、その場で一括して過去の未納保険料を納付した。」と主張しているところ、A市は、「区役所出張所では国民年金の過年度保険料及び特例納付保険料の取扱いは行っていなかった。過去の未納保険料を納付しないと国民年金手帳を交付しないとする取扱いは市としては行っていなかった。」旨回答しており、申立人の妻の主張と相違する。

また、申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻は、当該期間に係る保険料を一括してA市B区C出張所窓口で納付したとする金額を覚えておらず、ほかに申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛厚生年金 事案 776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月11日

賞与明細書において平成19年6月の賞与の支給と厚生年金保険料の控除が認められるが、記録が漏れているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書及び事業主が保管する賃金台帳（賞与等）から、申立人は、申立期間において、40万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（40万2,000円）に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月29日から同年4月1日まで

昭和41年4月4日にC研修所に入所し、同日からA社において厚生年金保険に加入していたが、44年4月1日に同社に正社員として入社する直前の申立期間において、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C研修所での実務研修後も、引き続きA社において継続して勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び同社からの回答により、申立人が同社に継続して勤務（昭和44年3月29日にA社D事業所から同社B事業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の資格取得時の標準報酬月額の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月及び同年8月

平成5年7月に結婚のために病院を退職し、同年9月に入籍するまでの2か月間、国民年金第1号被保険者となった。国民年金保険料の納付方法や納付金額は覚えていないが、当時、2か月の保険料を納付するためのお金は手元にあり、納付しない理由は全く無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間直後の平成5年9月から6年2月までの第3号特例期間について、申立人は、8年4月26日付けで国民年金第3号被保険者特例措置該当届を提出しており、それ以前は、当該期間は時効により国民年金の保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間であったことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述の国民年金第3号被保険者特例措置該当届を提出した同年4月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、5年7月26日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年1月まで

結婚が決まった平成9年頃に、市役所に国民年金の加入を申し出たところ、市役所の担当者から、2年間は国民年金保険料を遡って納付することができる旨言われたので、その時に窓口で2年分の保険料を一括して納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成9年8月4日に年金手帳が再交付され、この頃に国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、この時点では、7年8月まで遡って保険料を納付することが可能であったところ、申立人が居住する市は、「申立期間のうち、平成9年4月から10年1月までの現年度保険料の納付書は発行していたものの、当該保険料の納付については市の窓口でも納付可能であるが、基本的には金融機関での納付をお願いしていた。また、過年度保険料については、金融機関でないと納付することができなかった。」と回答しており、申立人が平成9年頃に市役所の担当者から2年間の保険料を遡って納付できると言われ、市役所の窓口で2年間の保険料を遡って一括して納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、「一括して納付した国民年金保険料額は、数万円ぐらいで、数十万円ではなかった。」と主張しているところ、申立人が一括して納付したと主張する金額は、申立期間における保険料額(31万700円)と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付時期等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの期間、42 年 12 月から 43 年 12 月までの期間及び 44 年 1 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 42 年 12 月から 43 年 12 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から 50 年 9 月まで

ねんきん定期便を見て、申立期間①及び②が未加入、申立期間③が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①は、市役所から国民年金の加入を勧めに来たので、加入して、現在は離婚しているが、当時の妻が国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②及び③については、当時の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間①及び②について、国民年金が未加入、申立期間③について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が居住する市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月 28 日に夫婦連番で払い出され、申立人及びその元妻は 44 年 1 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 11 月 28 日時点では、当該期間の一部（昭和 44 年 1 月から 48 年 9 月まで）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であ

る上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の元妻も申立期間③が未納とされている。

さらに、申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付方法等について記憶が曖昧であり、当該期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付方法等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで

A社に常務取締役として入社し、同社を退職するまでの間、役員報酬は月額 20 万円であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が相違しているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、15 万円とされているところ、申立人は、「A社に常務取締役として入社し、同社を退職するまでの間、役員報酬は月額 20 万円であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が相違しているため、訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和 47 年 9 月 1 日）の標準報酬月額は、最高等級である 13 万 4,000 円であったところ、申立期間の最初の日に当たる昭和 48 年 11 月 1 日に標準報酬月額の最高等級が 20 万円に引き上げられた際、申立人の標準報酬月額は 15 万円とされていることが確認できる上、当該被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡も見当たらないことから、申立期間当時、同社は、申立人に係る標準報酬月額を 15 万円とする届出を行っていた可能性がうかがわれる。

また、A社は、平成 9 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時、同社の役員報酬及び標準報酬月額の届出に関与していたとする同社の代表取締役は既に死亡しているため、申立期間におけ

る申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の元代表取締役の妻、同社の元取締役及び申立期間当時、同社に勤務していた従業員3人のうち、連絡の取れた2人から聴取しても、申立内容を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 22 日から 35 年 6 月 1 日まで

A社の採用試験に合格し、研修所で講習を受けた後、昭和 34 年 4 月 1 日から B 管理局に採用されたと思っていたが、年金事務所の記録によると、同日から同年 5 月 22 日まで C 事業所（現在は、D 社）において厚生年金保険に加入したこととなっている。

しかし、上記厚生年金保険の加入期間後の申立期間についても、E 区、F 区及び G 区で勤務しており、C 事業所又は A 社において厚生年金保険被保険者であったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、E 区、F 区及び G 区で勤務していたので、C 事業所又は A 社において厚生年金保険の被保険者であったと思う。」と申し立てているところ、H 支援機構（以下「支援機構」という。）は、「申立人は、申立期間において A 社に臨時雇用員及び試用員として勤務していたと考えられる。」と回答しているとともに、支援機構から提出された人事履歴により、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日付けで F 区の試用員を命ぜられ、その後、同年 5 月 1 日付けで G 区の試用員となり、同年 6 月 1 日付けで同区職員として採用されたことが確認できることから、申立人は、申立期間において、A 社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、支援機構は、「A 社における臨時雇用員及び試用員の厚生年金保険への加入取組は、昭和 38 年 10 月 1 日に施行された臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき行われ、A 社の各管理局等が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 10 月 1 日以降であり、申立期間において、臨時雇

用員及び試用員は、厚生年金保険の加入はあり得ない。」と回答している上、申立人が勤務していたとするE区、F区及びG区を管轄するB管理局は、オンライン記録によると、38年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同管理局は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の昭和34年4月1日から同年5月22日までC事業所において、厚生年金保険に加入し、申立期間直後にI共済組合に加入していることが確認できるところ、オンライン記録により、申立人と同様にC事業所で厚生年金保険に加入し、その後I共済組合に加入している者が6人確認できるが、いずれの者も、申立人同様に厚生年金保険とI共済組合の加入期間の間に4か月から13か月までの社会保険の未加入期間が確認できる。

さらに、申立人は、前述のとおり、C事業所において昭和34年4月1日から同年5月22日まで厚生年金保険に加入していることがオンライン記録により確認できるところ、同記録は、D社から提出された申立人に係るC事業所の履歴カードの記録と一致しており、申立人が申立期間に同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。